毎週火・金曜日発行

山口県報

平成21年
4月7日
（火曜日）

目次

○告示
平成二十一年度地籍調査事業計画（地域政策課）……一
土地改良区定款変更の認可（農村整備課）……一
道路の区域の変更（道路整備課）……二
道路の供用の開始（道路整備課）……二
○公告
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく公聴会の開催（二件）（自然保護課）……二
建設業の許可の取消し（監理課）……三
○選管告示
政治団体の名称等……三
政治団体の異動事項……三
解散等に係る政治団体の名称等……四
資金管理団体の名称等……五
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等……五
個人演説会等を開催することができる施設……五

告示

山口県告示第百七十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定による平成二十一年度における地籍調査に関する事業計画を定めたので、地籍調査を行う者の名称、調査地域及び調査期間を次のとおり告示する。

平成二十一年四月七日

山口県知事　二井関成

一　地籍調査を行う者の名称
下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、長門市、美祢市、周南市、山陽小野田市及び阿東町

二　調査地域
下関市大字前田、長府浜浦西町、長府向田町、彦島江の浦町一丁目、彦島江の浦町二丁目、前田二丁目、菊川町大字上岡枝、菊川町大字道市、菊川町大字樅の木、豊田町大字稲光、豊田町大字今出、豊田町大字中村、豊田町大字日野及び豊北町大字田耕
宇部市大字藤河内及び大字船木
山口市江崎、仁保下郷、徳地鯖河内、徳地柚木及び小郡上郷
萩市大字椿東
防府市大字奈美
下松市大字切山
岩国市周東町祖生及び錦町須川
長門市仙崎、東深川、深川湯本、日置上、日置中及び日置野田
美祢市大嶺町東分、東厚保町川東、美東町赤、美東町綾木、美東町大田及び美東町長田
周南市大字湯野及び大字鹿野下
山陽小野田市大字小野田、赤崎二丁目及び波瀬一丁目
阿武郡阿東町大字生雲中

三　調査期間
平成二十一年四月七日から平成二十二年三月三十一日まで

山口県告示第百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年四月七日

山口県知事　二井関成

土地改良区の名称	認可年月日
山口市川西土地改良区	平成二一、三、三〇

山口県告示第百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十一年四月七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月七日

山口県知事　二井関成

道路の種類　一般国道

路線名　三一六号

道路の区域

区間	旧新別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
長門市西深川字井手口三二四〇の一地先	旧	最狭　一六・三 最広　一八・六	四三・四	
	新	最狭　一八・五 最広　二一・八	四三・四	道路改良工事の完了による。

山口県告示第百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年四月七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月七日

山口県知事　二井関成

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三一六号	長門市西深川字井手口三二四〇の一地先	平成二十一年四月八日

公告

（一一八）鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく公聴会の開催

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十二条第五項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

平成二十一年四月七日

山口県知事　二井関成

一　日時

平成二十一年六月三日（水曜日）午後三時から

二　場所

錦農村環境改善センター

三　公聴会において聴こうとする案件

くくりわなによるツキノワグマの錯誤捕獲を防止するため、西中国山地国定公園及び羅漢山県立自然公園の区域内において、その猟方を制限することについて

（一一九）鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく公聴会の開催

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第六項及び第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

平成二十一年四月七日

山口県知事　二井関成

一　公聴会において聴こうとする案件

鳥獣保護区及び特別保護地区の指定

二　公聴会の日時及び場所

指定しようとする鳥獣保護区又は特別保護地区	日時	場所
峨嵋山鳥獣保護区特別保護地区	平成二一、五、二六 午前一〇時	光市役所

蓋井島鳥獣保護区	〃	午前一一時	〃 〃	下関市大字蓋井島六九番地 漁村センター
霜降山鳥獣保護区特別保護地区	〃	午後二時	〃 二九	厚東ふれあいセンター
羅漢山鳥獣保護区特別保護地区	〃	午後二時	六、 三	錦農村環境改善センター

(一二〇) 建設業の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、建設業の許可を取り消しました。

平成二十一年四月七日

山口県知事　二　井　関　成

一　処分をした年月日

平成二十一年三月二十七日

二　処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称　有限会社服部建設

主たる営業所の所在地　萩市大字椿東七二九番地の三

代表者の氏名　服部　昇

許可番号　山口県知事許可（般－一九）第一八八九三号

三　処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

四　処分の原因となった事実

有限会社服部建設が、法第八条第八号に該当する役員についてその者が同条各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面を作成し、これを添付して建設業の許可申請を行い、平成二十年二月十二日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する法第三条第一項の許可を受け、このことが法第二十九条第一項第五号に該当する。

選挙管理委員会

山口県選挙管理委員会告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十一年四月七日

山口県選挙管理委員会委員長　上　符　正　顕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考（届出年月日）
下瀬俊夫後援会	杉岡　睦雄	有田　敏夫	山陽小野田市大字厚狭2117の1		平成21、2、17
長門市の発展を考える会	藤田　光久	宗本　浩二	長門市三隅上3245の1		〃　〃　25

山口県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十一年四月七日

山口県選挙管理委員会委員長　上　符　正　顕

政治団体の名称	異動事項	異動内容 新	異動内容 旧	備考（届出年月日）
自由民主党下松支部	事務所	下松市栄町3丁目6番3号	下松市桜町1丁目19番15号	平成21、2、17
自由民主党下関支部	会計責任者	林　眞一郎	植田　正	〃　〃　18
自由民主党防長交通支部	〃	田村　和己	長棟　邦輔	〃　〃　12
阿部かつみ後援会	〃	一倉　輝男	初田　学	〃　〃　23

石丸あずみ後援会	事務所	柳井市余田1904の2	柳井市余田1922	〃 〃 12
岩村まこと後援会	代表者	花盛　勝正	小川　武彦	〃 〃 18
鶴原明人後援会	〃	竹下　善造	長野　隆夫	〃 〃 19
河村建夫君を励ます会	国会議員関係政治団体の区分	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	〃 〃 12
	公職の候補者の氏名	河村　建夫	—	
	推薦又は支持に係る公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員	—	
久保忠雄後援会	会計責任者	田中　昭造	中所喜代次	〃 〃 16
白井博文後援会	事務所	山陽小野田市大字西高泊619の5	山陽小野田市日の出4丁目2番15号	〃 〃 5
田村勇一後援会	〃	周南市城ケ丘4丁目8番23号	徳山市城ケ丘4丁目8番23号	〃 〃 26
長谷川かずみ後援会	会計責任者	白井　節夫	繁田　泰弘	〃 〃 12
古川洋後援会	事務所	美祢市秋芳町秋吉2432	美祢郡秋芳町大字秋吉2432	〃 〃 16
古木哲夫後援会	代表者	藤本　光亮	平岡　繁広	〃 〃 10
防府民社協会	事務所	山口市中央2丁目3番1号	防府市警固町1丁目1番32号	〃 〃 9
松林正俊後援会	代表者	北山與四郎	小崎　絢三	〃 〃 2
	事務所	長門市東深川969の9	長門市東深川969の10	
	〃	〃　〃924の2	〃　〃969の9	〃 〃 16
松本真一良後援会	会計責任者	河田　浩志	三吉　一裕	〃 〃 12
三好むつ子後援会	事務所	美祢市美東町綾木2564	美祢郡美東町大字綾木2564	〃 〃 16
山口県清酒産業振興会	代表者	原田　茂	小崎　絢三	〃 〃 9
	会計責任者	金光　明雄	原田　茂	
山本ともよし後援会	〃	山本　定	山本　昭	〃 〃 12
米本正明後援会	代表者	米本　清明	児玉　千春	〃 〃 17
	会計責任者	米本　道江	友森　陽子	

山口県選挙管理委員会告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十一年四月七日

山口県選挙管理委員会委員長　上符　正顕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
今村てつお後援会	今村　鐵雄	今村　靖子	光市中央6丁目15番22号	平成20、12、23
植田正後援会	江尻鴻一郎	松谷　正俊	下関市彦島迫町4丁目12番13号	平成21、1、31
国広忠司後援会	通山　常治	寺嶋　国男	光市大字立野895の2	平成20、12、31
近藤勲後援会	洗湯　恭孝	近藤　寿子	岩国市玖珂町776の2	〃 〃 30
しらみず君子後援会	佐々木美都喜	藤井　泰代	山口市小郡下郷288の2	平成21、2、2
末岡泰義後援会	芳岡　幸輔	窪川美津江	光市中村町11番14号	平成20、12、31
土手正喜後援会（正友会）	岡本　勝也	西村　隼人	大島郡周防大島町大字西方1650の11	平成21、1、〃
冨田安英後援会	冨田　安英	冨田タツヨ	大島郡周防大島町大字東屋代1782	平成20、12、〃
長尾進後援会	西村　正文	松永　俊治	山口市阿知須1517の2	〃 〃 〃

平岡隆嗣後援会	井上　典治	井上アツミ	熊毛郡上関町大字室津1018	〃　〃　10
古川洋後援会	林　貞治	井上　康義	美祢市秋芳町秋吉2432	〃　〃　25
松岡敬祐後援会	福吉　正幸	大本　克成	熊毛郡平生町大字大野南1309	平成21、2、17

山口県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十一年四月七日

山口県選挙管理委員会委員長　上符　正顕

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体			備考（指定届出年月日）
		名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
河北　洋子	山口県議会議員	河北洋子後援会（凰の会）	柳井市古開作1164の17	河北　洋子	平成21、2、6

山口県選挙管理委員会告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十一年四月七日

山口県選挙管理委員会委員長　上符　正顕

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体			備考（資金管理団体でなくなった旨の届出年月日）
		名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
今村　鐵雄	光市議会議員	今村てつお後援会	光市中央6丁目15番22号	今村　鐵雄	平成21、2、12

山口県選挙管理委員会告示第四十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により市町の選挙管理委員会が指定した個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設は、次のとおりである。

平成二十一年四月七日

山口県選挙管理委員会委員長　上符　正顕

名称	所在地	指定年月日
コアプラザかの	周南市大字鹿野上九一〇	平成二一、三、二

平成二十一年四月七日印刷
平成二十一年四月七日発行

発行所　山口県庁
発行人　山口県知事